

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和5年3月15日（水） 午前10時00分～午前11時40分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、  
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、  
14番 小嶋 克文、 16番 倉田 利奈、  
オブザーバー  
議長（12番） 鈴木 勝彦

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 6番 柴田 耕一、  
7番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、  
15番 内藤とし子、  
一般6名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、  
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、  
学校経営GL、学校経営G主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について
- (2) 議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について
- (3) 議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について
- (7) 議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- (8) 議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- (9) 議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (10) 議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (11) 請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願

## 7. 会議経過

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る、3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案10件、請願1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議員付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いします。  
説（企画部） 特にありません。

委員長 これより質疑に入ります。

## 《議 題》

（1）議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（16） こちら非常に、今回、全面改正ということで、規則とか要綱がないので、すごく分からないところがたくさんありますので、お聞きしていきたいと思っております。

まず、憲法第94条の地方公共団体の条例制定権を不当に制限するような条例になっているのではないかと思われますが、その辺りの当局の考えをお示しく下さい。

答（ICT推進） 条例制定権につきましては、最高裁の判例のことをおっしゃってみえると思うんですが、おっしゃるとおり、法律が上なのか条例が上なのかということが今の御質問の趣旨かとは思いますが、今回につきましては、法に準ずるという形を、私どもは姿勢としてとっております。

以上でございます。

問（16） ちょっと法に準ずるということで、いろいろ問題が今回すごくあるなと思っております。

まず、自己情報のコントロール権につきましては、この条例には、読んだところうたわれてないかなと思うんですけど、この件について、例えば規則とか要綱、何かうたわれてるのか、もしくはうたわれてなくて、どのような考えなのかっていうところについてお聞かせください。

答（ICT推進） 今回の個人情報保護法の施行条例の趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものとするという形になってございます。

したがいまして、今御質問の内容については、法のほうで規定をされておるという形になります。

私どもとしましては、長らく地方分権という形で国とか県のお仕事、地方に移管される、移譲されるっていうケースが多かったんですが、今回の個人情報の関係につきましては、デジタル社会の進展によりまして、情報がデジタル化されたことに対応した個人情報の保護の在り方として、統一的なルールを定めようというものでございますので、今までの地方分権とは逆のパターンで、今まで行っておった市の基準や何かを全て国が所管をするという内容になってございます。

以上でございます。

問（16） 今の自己情報コントロール権については、一部、全国的に見ると、前文に規定していたり、それから、検討の答申に記載してたりと

いうことで、明文化されているところもあるんですけど、高浜市としては明文化されていないということでもよろしかったでしょうか。

答（ICT推進） 自己情報のコントロール権、恐らく、開示請求、利用停止、あとは訂正請求の関係かと思いますが、こちらのほうといたしましては、法律の第167条の規定に基づきまして、私どもで御可決いただきましたら国のほうにこの条例を提出をさせていただくという形になります。

そこで、国のほうの個人情報保護委員会が、それでいいですよという形になって初めて運用が開始されるという流れになってございまして、私どものほうといたしましては、この点も配慮した上で今回御提案をさせていただいておりますので御理解いただきたいと思っております。

問（16） 今回、この条例だけを見ると、対象とする方についてしっかり明記がないのかなと思うんですけど、例えば、よそのところをいろいろ見ると、生存者に限るとかそういう形でなってるんですけど、高浜市の場合、この条例だけだとこれ全然分からないなと思ってるんですけど、分かる部分があれば教えていただきたいですし、それに関して、規則とか要綱で示されているのか。特に、死者に関する情報提供の仕組みについて教えてください。

答（ICT推進） 今回の内容については、法律に書いてあるところが、なかなか私どもが所管をしてないのでお示しさせていただけないのが大変心苦しいんですが、実は今御質問のありました定義につきましては、個人情報保護法の第2条以降に全て列記がされてございます。

その中で、死亡者に関する情報については冒頭、生存者、生存する個人というふうに書いてございますので、今回の個人情報保護法の中では、お亡くなりになった方については、今回の法律の対象外になりますよということになるかと思っております。

以上でございます。

問（16） 今の御答弁だと生存者のみっていうことになってしまうということで、すごくこれ問題があるなと思っております。本当に残念なんですけど、やはり職場で亡くられたりとか、いろんなケースがある

と思うんですね。そうなった場合は、遺族がいろんな訴訟とかになった場合に、どうしても個人情報入手したいという場合でも、今回のこの法律や条例に沿うと、できなくなってしまうという理解でしょうか。

答（ICT推進） こちらのほうは国の説明のほうで非常に誤解があるようなところがございます、亡くなった方の情報についての中で、特に今御質問のございました、お亡くなりになった方の情報は遺族の個人情報に当たるという整理をしております。

なぜ、亡くなった方の情報を対象外にしたかという理由でございますが、これは今後国のほうから通知等は出てくるかと思いますが、基本的には個人情報の保護法っていうのは、情報を外に出しませんよっていう法律になります。

唯一、出るパターンというのが、本人さんの場合は、それは開示義務がありますので、開示権利もありますので出しましょうと。この場合、お亡くなりになった方は、そういった開示請求等ができなくなりますので、情報が出ていかない。ゆえに、対象外としますが、例外として、お亡くなりになった方の、例えば相続の関係、あとは、DNAのデータ、こういったものは、遺族の方の情報として整理をすることで、この法律は運用しましょうということを聞いておりますので御理解いただきたいと思います。

問（16） そうなると、今の御説明でいくと、法律の第2条以降に列記をされていて、運用も今後示されるっていうことで、高浜市としては、規則とか、それから、要綱とかには掲載しないっていうことになるんでしょうか。

答（ICT推進） まず、規則等では様式等を定めてまいります。その中で最も大事なのが、個人情報を取り扱うのは、一人一人の職員になりますので、職員のほうにつきましては、私どものほうとしましては、個人情報の運用の手引きというものを既に作成をしております、事前に勉強していただいているところでございます。

したがって、事細かな運用につきましては、その手引きに沿って運用をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたし

ます。

委員長 ほかに。

問（16） 今、ちょっとお答えいただいたのは、手引きという話になるので、特に規則とか要綱にこれについては定めないっていう理解でいいのかなっていうところの確認と、あと、今後、審査会の関与ができなくなるような事項がありましたら教えてください。

答（ICT推進） あくまでも、これ法律が基になりますので、法律の施行に必要なものは規則でうたってまいります。

その中で、一番重要なところが開示請求の様式ですとか、そういったものは、規則でうたっております。

手引きでは、個々具体的な事例をお示ししまして、このケースの場合はこのように対応しましょうという内容で、より分かりやすいものとして運用をしてございます。

あと、個人情報の審議会への御質問ですが、第5条関係のところでは列挙してありますが、1号、2号、3号の部分について審議会に諮問することができるということになっています。この内容を具体的には、条例の改正だとか、あとは運用上の細則を定めるときに、これは意見をお伺いをして、客観性を担保してルールを決めていきたいと思います。

ちなみに第66条につきましては、安全管理措置、セキュリティの関係について、これを審議会のところにお諮りしまして、ここで客観性を担保した上で個人情報を守っていこうというものを想定しております。

また、今後、御質問の中にありました審議会にお諮りができなくなるようなものがあるんじゃないかということですが、個人情報の収集、オンライン結合、こういったものについては、従前の条例については、審議会に諮問して客観性を担保しておったんですが、今回は、その点につきましては、所管が国になりますので、個人情報の保護法の中でそれを運用していく。疑義が生じた場合は、基本的には個人情報保護委員会、国の組織でございますが、ここに確認をとっていくと、こういうような作業になってくるかと思っております。

以上でございます。

問（16） そうなると、今の御答弁でいくと、個人情報の取得の禁止とか、オンライン結合とかについては、市の要綱とか規則では定めないということでもよろしかったでしょうか。

答（ICT推進） はい、そのような定めができなくなったというのが、今回の法改正となっております。

問（16） ということは、例えば今の要配慮者のこととかについては、法律を用いて運用されるのかなと思うんですけども、この要配慮者について、今回、条例で載せられていないってことなんですけど、今後の取扱いについてはどうなるのか教えてください。

答（ICT推進） 要配慮個人情報の関係の取扱いですが、これにつきましては、法律の中で地域の特性に応じて追加をすることができるという形になってございますが、現時点において法が定める内容の要配慮個人情報、例えば社会的信条ですとか、国籍ですとか、そういったことが列挙されておりました、当面はこの内容で運用してまいりたいと考えておりますが当然、今後の運用の中で要配慮個人情報として取り上げるべきか否かについては、引き続き検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

問（16） 以前の個人情報保護条例については、たしか開示の決定期間とか明記されておりましたが、今回、見た感じ、明記がないのかなと思うんですけど、これについてはどのようなになるのか、教えてください。

答（ICT推進） はい、この点につきまして私どももいろいろ検討してみたんですが、今回、個人情報保護制度が国の個人情報保護委員会が所管をするということになります。

したがって、法律の運用は解釈に疑義が生じた場合については、個人情報保護法の第166条の規定に基づき、個人情報保護委員会に必要な助言を求める機会が増えるのではないかと想定しております。

加えて、個人情報の種類が、個人が特定できるものということで今回定義が明記されておりました、その中で、映像、画像、顔認証データ、指紋、静脈データ等、電子データや何かも個人情報の対象ですよってことが明記されましたので、開示に当たってそういった疑義が生じるケー



スが増えるんじゃないかということ想定して、今回は法に基づく期間とさせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

問（16） 疑義が増えるってことなんですけど、確かに対象が変わってくるっていうところはあるかもしれないんですけど、今まで14日でやれてきたたというところで、逆に、国のほうに疑義が増えたからといって、問合せをして、そうなる何か私は国のほうで今これが始まったら処理できるのかなっていう不安もすごいございまして、そういう意味でも、今まできちんと高浜市としては、開示を14日間ですべてきていただいていると思うんですけど、今まではどのようなようであったのか、教えていただけますか。

答（ICT推進） 今までは、同様の案件について、累計的に整理をいたしまして、同様の案件については速やかに開示をできるような仕組みがございました。

例えば、介護保険の認定に係る医師の意見書という、これが個人情報で第三者情報が含まれておるので、そのままはお渡しできないんですが、あらかじめ、そちらのほうの医師のほうの同意が出た場合は、そのまま速やかに出せますよっていう形を設けまして、速やかに返しませうということができただんですが、今後そういった累計で整理するのは駄目ですよということで、法律のほうでなっておりますので、その部分が該当するのではないかなとは考えております。

問（16） 今の答弁とか聞いてると、今までは各自治体で、自治体に合った形で個人情報の開示とかされてたんですけど、すごく国に今後縛られた形になってしまって、非常に何か市としてもやりにくいというか、判断しにくくなるのかなと思うんですけど、これ多分、開示の決定に関して、近隣市は何日で開示してるのか、また、うちが関わってる衣東とか衛生組合の情報についてお聞かせください。

答（ICT推進） はい、私どもと同様に慎重な姿勢をしているのが、刈谷市がこのような考え方に基づいて行っていると聞いております。

そのほかについては、14日ですとか15日にしているケースがございませう。

ちなみに、15日にしたケースでございますが、この中でも一つ、その書きぶりを御紹介させていただきますと、15日以内にするとともに事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは30日以内に限り、延長することができるということで、やはり皆様、新しいことが増えるので、例えば例外があった場合については延長できますよというような書きぶりをしてるところは、見受けられます。

以上でございます。

問（16） 多分、うちのほうも判断できないから延長の申出っていう文面も出てくるのかなと思うんですけど、それがあのかないのかっていうことと、あと近隣市で今刈谷市のお話いただいたんですけど、近隣市のほかの自治体及び衣東とか衛生組合は14日で、15日がどこなのかっていうところもお示しいただければと思います。

答（ICT推進） 私どものほうとしましては、そのような調査をしてございませんので、近隣のところで聞き取りをした結果、そういった結論になってます。

と申しますのも、実は、延長するためには延長するためのどのような対応をするかというところが、根拠があって延長しなければいけないというのが、私どもの考え方でございまして、したがって、私どものほうといたしましては現時点では、困難事例が増えるんではないかということがあるがゆえに、このような判断をさせていただいております。

また、今、御指摘のありました延長の関係につきましては、法律のほうで必要な、例えば補正があった場合についての延長の規定、またはその困難事例についての延長の規定っていうのは、国のほうで定められておりまして、私どものほうとしましてはそのまま法律に準じた形でやらせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（16） すいません。あと、答弁漏れだと思うんですけど、15日間としたところをお聞かせいただきたいのと、そうすると多分、15日間がどこか分かんないんですけど、15日間のとこと、刈谷市以外は近隣市はみんな14日でよろしかったでしょうか。

答（ICT推進） 15日以内とされたのは愛知県でございます。刈谷市さんは、たしか14日だったと思います。

失礼しました、刈谷市さんはこのような規定がなかったので、私どもと同じ30日だと思います。

問（16） 今の御答弁でいくと、近隣市、愛知県以外は、14日で開示決定をされるという御理解でよかったですでしょうかという確認と、あと、今回、議案ですので条例だけが上がってるんですけど、要綱、規則、それから先ほど運用の手引きがあるっていうことだったんですけど、これについて、やはり、資料としてお示しいただかないと、なかなか本当にこれが市民の皆さんにとってどうなのかっていうところが判断しかねますので、こちらのほう、お示ししていただけますでしょうか。また後日でも結構ですので文面でお示しください。お願いできますでしょうか。

答（ICT推進） 失礼しました。愛知県が短縮で15日になります。

それと、運用の手引きについては、今ちょっと検討中でございますが、私どももこの手引きについては一般に公開すべきではないかというような検討をしておりますので、そちらのほうが一番住民の皆様にとっては、こういうような管理をしますよってことが分かりやすいのかなという形で今、検討してまいりたいと考えております。

問（16） あと、要綱とか規則はどのようになりますでしょうか。

答（ICT推進） 規則等につきましては、当然、住民の皆様がお使いになる資料になりますので、そういったものについてもお示しをしていきたいと考えています。

問（16） 本当にこれ複雑で分かりにくくて、今後がどうなるのかっていうのをすごくいろんなパターンを考えなきゃいけないような条例になってるなと思うんですけど、要綱、規則をやっぱり確認しないと、なかなか私としては、本当にこの条例ってというのが、今のお話を聞いてると、国に準用する部分が多くてっていうところで、これだけでは本当に、どういうふうに扱っていくのかっていうのが具体性なものがないもんですから、この条例でいいですよっていうふうにはちょっと今の状況では言えないもんですから、取りあえず、議員に対して要綱とか規則とか運用

の手引きをお示ししていただけないでしょうか。

答（ICT推進） 大元になるのが個人情報保護法になりますので、こちらのほうを御覧いただかないと御理解いただけないと思います。条例の中で示させていただいたのが、実施機関の定義だとか個人情報取扱事務登録、あと手数料は幾らにしますかとか、あとは審議会の諮問はこれだけにしますよだけになってしまいうんですよ。

残りの部分、現行条例は廃止となりますので、そうすると新しいルールはどうなってしまうのかというのが、個人情報保護法になりますので、この個人情報保護法は、令和5年4月1日施行という形になっておりますので、こちらのほうを御覧いただかないことには、規則等をお示ししたところで、これの部品なわけでございまして、そちらのほうを御覧いただいたほうがより御理解いただけるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問（16） 手数料については、高浜市は取らないという方向で、そこも確認したいんですけど、よろしかったでしょうか。

答（ICT推進） お見込みのとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（2） そもそも、この議案はなぜ出てきたのでしょうか。

答（ICT推進） 今回のところについて、まずは現行の個人情報制度そのものが、今まで法律が3本ありまして、あとは条例が自治体の数で約1,700ぐらいございました。

これらを全て一本化をして、一つのルールにしましょうというのが今回の個人情報保護法の国の改正になります。

その中で、あくまでも国がつくった法律になりますので、どうしても各地方公共団体で定めなければ運用ができないことが出てくるということがございますので、今回は、最低限定めなければいけない内容として、定義、実施機関、どこが対象になるものですかとか、今御質問のありました手数料は幾らにするのかといったことを定め、加えて、個人情報の保護法の保護条例の廃止、あとは関連する引用条文の整理、そういった

ものが必要になりますので、4月1日の国の制度に全て移行するために必要なものを条例で定めていると御理解いただきたいと思います。

問（2）　　ということは、国に準ずるっていうお話がありましたけど、それ以外で、高浜市だけで定めないといけないことをここで定めているということの理解でよろしいでしょうか。

答（ICT推進）　お見込みのとおりでございます。

委員長　ほかに。

問（16）　この条例案なんですけど、近隣市と高浜市独自で定めてるものがあるのかどうか。もしくは、近隣市にはあるけど高浜市にはないものがあるのか、その辺りの違いについてお願いいたします。

答（ICT推進）　先ほど御質問があったその期間、短縮の部分で、近隣市がそれを選択するところとの違いがございます。

そのほか、要配慮個人情報というところを明記するところがあるかと思えます。具体的な事例としては、例えば、部落問題だとかそういったような地域特性があるような、特に配慮するものがあつた場合には、それを載せることで違いが出てくると思えます。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第7号　高浜市個人情報保護審議会条例の制定について

委員長　質疑を行います。

問（16）　今回の個人情報保護審議会の条例の制定ということになるんですけど、そうすると、今までの審議会についての規則とか運営要綱は、どのように扱われるのか教えてください。

答（ICT推進）　今までのところとの大きな違いは、先ほど少し申し上げましたが、例えば、個人情報の収集に関する諮問だとか、オンライ

ン結合に関する諮問というものが載ってございました。

そのほかにつきましては、委員の人数等々につきましては、基本的には変わってないという形になってございます。

問（16） そうなると、今の御説明でいくと、規則と運営要綱、今、高浜市あるんですけど、これはそのまま継続されるという理解でいいのか、どういう形になるんでしょうか。

答（ICT推進） そちらのほうにつきましては、必要な部分を改正して、運用してまいりたいと考えてます。具体的には、調査審議をする内容が変わりまして、内容というのはそもそもあまり変わらないので、そこで必要なところで運用をさしていただくということになりますので、規則等も基本的には同様のものになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（10） 今回のこの改正なんですけど、外国籍の生活保護受給者がマイナンバーカードによる医療扶助オンライン資格確認を利用できるように条例改正することは理解できました。

それで、あと、現在、生活保護受給者で外国籍の方はどのぐらいおみえになるかということと、昨年12月議会でオンライン資格確認の運用開始が令和5年度末という説明があったように記憶していますが、この3月議会で条例改正を行う理由は何かあるのか、お願いいたします。

答（地域福祉） 一点目なんですけど、外国籍の生活保護受給者ですが、本年の1月末現在で22名、約1割となっております。

それから、本議会で条例改正の議案を上程した理由ですが、医療扶助のオンライン資格確認の本格運用につきましては、国のスケジュールでは、令和6年3月とされておりますが、その運用開始前の動作確認として、中間サーバー等への接続テストや運用テストが本年の6月から開始されます。

本市におきましては、国のスケジュールどおり、6月から各種テストを実施していくことを予定しておりますので、外国籍の生活保護受給者の方も日本国籍の方と同様に接続テストを開始できるように、本議会にて条例改正議案を上程させていただいたものとなります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

（5） 議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（16） 幾つか御質問があります。

まず、補助金の返還について、こちらは補助金を国、県からの補助金によって建設されていたと記憶がございますので、補助金の返還があるのかないのか。

それから、ある、なしは県のどちらと協議をされていたのか、まず教えてください。

答（健康推進） 「こっこちゃん」の建物の返還に伴います補助金の返還の可否につきましては、愛知県とも協議いたしました。最終的には市が判断するものと確認しております。

厚生労働省の財産処分承認基準では、申請手続の特例として包括承認事項の第1号に該当するという内容で、財産処分は可能であるという内容から、補助金の返還は発生しないと判断しております。

なお、財産処分につきましては、既に県のほうに報告書を提出しております。現在、審査中という状態でありますのでよろしくお願いいたします。

問（16） 県の部署を教えてくださいませんか。

答（健康推進） 愛知県に相談した、その部署につきましては、申し訳ございません。ただいま、ちょっと忘れてしまいましたので、また確認しておきます。

問（16） 「こっこちゃん」では、今までボランティアの方による手作りのお昼御飯が提供されていたと思うんですけど、今後は、吉浜ふれあいプラザに移動するという内容で、食事の状況がどのようになるかについて確認をしたいのと、あと、今まで指定管理で運用されていたと思うんですけど、今後の運用の仕方、それから、どちらで運用されるかについて教えてください。

答（健康推進） 「こっこちゃん」での昼食につきましては、おっしゃられてたとおり、手作りにより一食当たり400円をいただいておりますが、移転後の昼食では、市販の弁当の提供によりまして、一食当たり500円以下となるような形で、現在、調整をしています。

お弁当の内容が偏らないように、複数の事業者による弁当を提供していただいて、利用者が飽きないようにしてまいりたいと思います。



続いて、指定管理について、今後の運用についての御質問だったと思います。

宅老所の活動拠点の変更等に伴いまして、いろいろな運営形態や移転候補地を模索しておりましたが、「こっこちゃん」につきましても、最終的に高齢者の生きがい活動を支援して、健康増進を図り、交流の場を提供するための宅老所として設置することとした上で、指定管理を外しまして、単年度の運營業務委託といたしますので、よろしくお願ひします。

最後に、「こっこちゃん」の移転先についての質問だと思います。

「こっこちゃん」の移転先につきましても、現在の「こっこちゃん」からも近い、吉浜ふれあいプラザ内となります。

吉浜ふれあいプラザ1階のフリースペースや2階のふれあいスペースの4を利用して、4月からも継続して事業を行ってまいりますので、よろしくお願ひします。

問（16） 今までが手作りのお昼で一食400円で、今後は、食事代として500円以下のお弁当の提供っていう御答弁だったかと思うんですけど、利用料は、今まではどうで、今後は変わらないのかについて、お聞きたいのと、取りあえずそこまでお願ひします。

答（健康推進） 今回の改正につきましても、運営場所と昼食の内容が変更となりますが、それ以外の利用日であったり、利用料であったり、送迎支援サービスの料金については変更ございません。

問（16） 先ほど、吉浜ふれあいプラザのフリースペースのところで、今後は「こっこちゃん」の宅老所の運営を行っていくっていう御答弁だったかと思うんですけど、フリースペースのところに数年前まで、まち協さんが「ぽっぽっぽ」って言って、とりめしとかを提供されていた調理スペースがあったかと思うんですけど、そちらの調理スペースを使って、今までと同じような手作りのお食事を提供するとか、そういったお話はなかったのか、あったのか、その辺の協議の内容について教えていただけたらと思います。

答（健康推進） まちづくり協議会さんとの協議、話合いの内容につき

まして、調理スペースの件につきましては、まちづくり協議会さんが、将来的にその場所を使つての運用を検討しているということで、利用目的がある程度予定されておりましたので、調理スペースを利用しないお弁当という選択をしております。

問（16） 確認したいんですけど、吉浜ふれあいプラザの中に移転させるということで、今回、この住所、屋敷町二丁目3番地15という住所が明記されるということに、設管条例上、明記されるということになるかと思うんですけど、ふれあいプラザ自身も設管条例上、同じ住所であるんですけど、今回「こっこちゃん」が移転するに当たり、利用する部屋に対して、吉浜まち協さんに利用料を払っていく形なのかなと思うんですけど、そうなった場合は、特に、先ほど補助金の話もあったんですけど、目的外利用ということで、今後そういう扱いにはしないという理解でよろしかったでしょうか。

答（健康推進） 移転先となります吉浜ふれあいプラザ内の1階のフリースペースにつきましては、無料で使用することができますが、地域のイベントなどで使用できない場合もありますので、2階のふれあいスペースの4、こちらを利用する場合につきましては、一般の利用者と同様に使用料条例に基づきまして、使用料をお支払いしてまいりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

問（16） 先ほどからの話の続きのようになってしまふんですけど、結局、今まで「こっこちゃん」の指定管理業者が管理運営されていた。今

回、移転に伴って、指定管理の期間を変更するっていうことで、今後は委託事業になるという考えでよろしかったでしょうかってところの確認が一つと、それから、現在、たしか「こっこちゃん」を運営されているのは社協さんかなと思うんですけど、今後はどちらに委託をされるのかってところをお聞きしたいと思います。

あともう一個、「こっこちゃん」が、地主さんから土地利用したいということで、今回移転せざるを得なくなったと思うんですけど、今回この指定の変更はいいんですけど、「こっこママ」も同じ場所にあったと思うんですけど、そちらの移転に関する条例改正とかは今回上がってないんですけど、それは改正しなくてもいいってということなんでしょうか。

もし、それはしなくてもいいってことだったら、何かちょっと理由もあわせて教えていただけたらと思います。

答（健康推進） まず一点目の「こっこちゃん」移転後の運営事業者につきましては、現在と同じ社会福祉協議会を予定しております。

そして運営形態につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、指定管理を外して、単年度の運営業務委託として行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

答（こども育成） 「こっこママ」につきましては、いわゆる公設、公営の施設ではなく、民営の施設になりますので、あくまで施設の管理とか、そういうものについては関与していないということで、今回移転をするんですけれども、移転先も民間のほうで賃借をするっていうことで、公共施設のほうに入るわけございませんので、特に改正の必要がないと思っております。

委員長 ほかに。

問（16） 民営でやってくから今回、条例改正はないよってことなんですけど、結局、今まで「こっこちゃん」と一緒にやってたんですけど、今回、移転せざるを得ないっていう状況なんですけど、何かその移転に関しての費用負担とか、その辺りは何か市として考えられているのか。

特にそこも、民営でやっていただくから、そういうのもないのか、その辺りちょっと確認したいと思うんですけど。

答（こども育成） 今回の条例改正には直接関係する内容ではございませんが、いわゆる移転の費用については、「こっこママ」の運転資金の中で移転をするという中で、そのあとの維持費、特に賃借料等については、また運営する中で、こちらのほうから扶助のほうで、運営費の支援ということは、行っていく形になります。

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

（7）議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（16） まず、この条例が施行期日が令和6年4月1日からになっております。

今、3月議会ですので令和5年4月1日からなら理解ができるんですけど、なぜこれ6年4月1日からなのか、また、なぜこの令和5年3月議会に上げられてきたのか教えてください。

答（文化スポーツ） まず、なぜ3月議会に、この条例案を上程させていただいたかという点でございますけれども、吉浜公民館の中で事業の多くを実施されてまいりました、地域の方々に構成されます吉浜公民館活動運営委員会のほうで、今年の1月18日に臨時総会が行われております。

そこで、解散をするという決議がなされております。それを受けて、今後、公民館ではなく、交流館というふうに名称を変更していこうということで、今回の議案として出させていただいているものでございます。

それから、施行を6年4月1日としている理由でございますけれども、当然、施設名称が変わることであれば、市民の皆様はその旨を周知していく必要があるということ。

それから、指定管理者の選定のし直し、あるいは、当然、選定をすれば、指定の議決をいただく必要があるといった中で、現在の生涯学習施

設の指定管理期間が残り1年、令和5年度というところがございますので、施行の期日を6年4月1日からとしたものでございます。

問（16） そうなると、来年度、1年間は吉浜公民館っていう名前が残って、公民館活動がされるという理解になるかと思うんですけど、吉浜公民館活動運営委員会は解散されたっていうことなんですけど、ここ指定管理でやってるっていうことは、吉浜公民館、たしか高浜総合サービスが指定管理を受けて、管理運営していると思うんですけど、令和5年度の生涯学習施設の指定管理ということは、施設の管理だけではなくて、独自の何かプログラムを持って、指定管理者制度を導入していると思いますし、公民館という名前が1年間残るということは、生涯学習、社会教育活動をされていかなければいけないと思いますので、令和5年度の世界教育活動について、どのようなことが予定されてるのか、教えてください。

答（文化スポーツ） まず、一番大きな要素としては、施設の貸出しということで、市民の皆様方に利用していただくという点。

それから、各種講座関係といったところも、定期講座、あるいは単発講座といったところも計画して、募集しながら講座の運営をしていく予定をしております。

問（16） 公民館活動運営委員会が解散しちゃったから、もうここは生涯学習の場をなくしますよではなくって、令和5年度は、社会教育活動を高浜市総合サービスがやってきますよっていうことで言われてるので、それを継続するっていうのも一つの考え方だと思うんですけど、その辺りは、どのような考えだったんでしょうか。

答（文化スポーツ） 公民館のそもそもの成り立ちといったところからいきますと、やはり住民の皆さんが主体となって活動していくということが一番大きな要素かと思います。

そういった点がなくなるということで今回、公民館を廃止して、その代わり、交流館というふうに名称を変えて運営をしていくというところがございますが、先ほど申し上げたような経緯、それから、周知ですか指定管理者の選定、そういったようなスケジュール的なことがあります。

すので、5年度、一年限り、公民館活動を指定管理者のほうで行っていただくと、そういうことをございます。

問（16） 今回、この案が通ると、公民館という名前のつく社会教育活動の場っていうのがなくなってしまうんですね、高浜市の中で。

やっぱり近隣市を見ても、やはり、公民館というか社会教育の場をしっかり残して、もちろん住民の皆さんに御協力をいただくんですけど、市がきちんと生涯学習の場を提供されております。

生涯学習の基本計画も見させていただきましたけど、あまりにもちょっと生涯学習をないがしろにされている、あまりにもちょっとやってる内容が薄いかなって思うので、なかなかちょっと各地区の公民館、私はこれ、なくしていったら、あまりよろしくなかったな、社会教育活動の活性化につながらないなって思ってるんですけど、市は今後、まち協のほうでやっていただくからいいってというような判断かと思うんですけど、私はちょっと市としての責務を果たせていないような感じがするんですけど、その辺りのお考えはどうなんでしょうか。

答（文化スポーツ） この公民館活動につきましては、高浜市だけではなく、全国的にも時代の変化とともに在り方が変化しているという中で、本市におきましては、まず、平成28年度から、港小学校区におきまして公民館活動とまちづくり活動を統合していくという動きがあり、それに続いて、翼、高取と、だんだんそういう動きがあり、今回、吉浜地区が最後という形になっておりますけれども、公民館という名称はなくなっても、その精神を受け継いだ活動というのは、地域に根差して行われておりますし、なくなったからといって何か特段、問題があったかということもなく、地域の皆さんで積極的に活動されているというふうに理解をしておりますので、公民館という形に一律に当てはめたりするのではなく、それぞれ地域の課題、実情に応じて、地域に合った形で行われていく必要ことが望ましいのではないかと考えております。

それから、生涯学習の考え方につきましては、市だけではできるものばかりではないので、市と市民の皆さん、団体の皆さん、そういった方たちと力を合わせて推進をしていくという考え方で、今回の交流館にな

った場合においても、そういう考え方になってまいります。

それから、公民館がなくなることを危惧されている御質問でございましたが、例えば近隣市でいきますと、豊田市、岡崎市というのは、既に公民館が廃止され、コミュニティセンターといった形で運営をされているというふうに承知をしております。

問（16） 今、豊田市と岡崎市が公民館を廃止して、コミュニティプラザのような形でやっていますよって話なんですけど、その運営方法としては、市が主体とは全くなっておらず、うちのまち協のように、市民のボランティアで支えられてやってるっていうことでしょうか。教えてください。

答（文化スポーツ） ちょっと細かい点までは、今承知はしておりませんが、それぞれの地域に根ざしながらといったような点と、市のほうでいろいろ講座を企画されているという点と、両方いろいろ取りまぜながらというふうで承知はしておりますけれども、それぞれの学びの在り方というのは、やっぱり全国、課題、実情それぞれ違いますので、それぞれの課題、実情に合った形で進めていくことが望ましいのではないかとこのように考えております。

問（16） 先ほどの説明でいくと、吉浜交流館になるのが令和6年4月1日からで、令和5年度は、今の指定管理者が管理運営してくってということだと思うんですけど、そうなった場合、今回の第2条の名称及び設置のところで、位置が屋敷町五丁目12番地8っていうことで、現在の公民館と一緒に思うんですけど、そうなった場合、あそこの吉浜図書室も指定管理で指定をされますよね、今後。7月に美術館・図書館がオープンされるということで、吉浜図書室は、サービスポイントということでサービスポイントは、美術館・図書館の本館及びサービスポイントにより構成するってことで条例のほう書かれております。

なので、いわゆる、美術館・図書館を管理する指定管理者の指定の図書室がここの中に入ってるってことになるんですけど、そうすると、同じ館で指定管理者が二つあるっていうふうになると思うんですけど、その辺りがよく理解できないので、どういうふうに整理したらいいのか教

えてください。

答（文化スポーツ） 吉浜交流館そのものにつきまして、今後、指定管理者を募集していくということになります。その中での図書室に関しては、美術館・図書館のほうの指定管理のほうで運営をしていく、その中での図書の貸出しとサービスポイントとしての運営の部分を、美術館・図書館の指定管理者が担っていくという整理になります。

問（16） すごく分かりにくいんですけど、指定管理者っていうのは、ある館一つの公共施設を管理運営しながら、独自のプログラムで住民サービスを行っていくっていうことかと思ってるんですけど。

そうすると、令和5年度も、それから今後交流館になっても、指定管理者が一つの館で二つ存在するという形になるんですけど、そういう形で運営していくっていうことでよろしいのでしょうか。

答（文化スポーツ） それぞれの指定管理者が担う指定管理業務といった点につきましては、募集要項だとか、運営の仕様書、そういったところでも定めてまいりますけども、今申し上げたとおり、吉浜交流館としては指定管理者でございますけれども、その中の部屋、図書室の部分の運営、図書の貸出しといった、そういう運営の部分については、先ほど申し上げたとおり美術館・図書館の指定管理者が担っていくと、そういう整理でございます。

委員長 ほかに。

問（16） 今もそうなんですけど、結局、今の吉浜公民館、令和6年からの吉浜交流館は、複合施設なんですよ。

複合施設っていうのは、今まで複合施設になることによって、管理する人が、今まで二つあって、管理者が二つあったのが一つになるから、複合化していくんですよっていうような説明も以前、複合化を進めるに当たってあったかと思うんですけど、そうなった場合に、例えば吉浜交流館なり吉浜公民館を管理運営してる方が図書室も同じように運営だけしてく。そうすれば、人員も減ると思いますし、そういう辺りの考えとかは、全くなかったのでしょうか。

答（文化スポーツ） 今、吉浜交流館の指定管理者が図書室を運営すれ



ば人員が減るのではないかという御質問でございましたけれども、今の美術館・図書館のスタッフの代わりに図書館の業務を担わなければならないということになるかと思いますので、必ずしも人員が減るのかどうかというふうには言えないのかなと思えます。

私どもとしては、そもそも、ちょっと今回の条例のところから少し外れてしまうかもしれませんが、美術館・図書館の考え方というのは、サービスポイントとあって、市民の皆さんの利用に近いところに図書館のサービスを置いて、少しでも活用していただきたい。そういったところが根底の考え方にございます。

それを担っていくに当たっては、やはり図書館のノウハウを持った事業者のところを運営をしていくのが適切であるというふうに考えております。

委員長 ほかに

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(8) 議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (16) まず、7条の次に次の2条を加えるということで、7条の2のところ、安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとなっております。

この条例が制定されると、まず安全に関する事項についての計画の策定が必要になると思うんですけど、これ多分、事業所さん、いきなりこういう計画を策定してくださいと言われても、どう策定していいのか、何から手をつけていいのか、すごく分かりにくいかなと思うので、その辺りはどのように対応されていくのかっていうところと。

安全性に関する事項についての計画というところで、具体的にどのような計画になっていくのか、教えていただきたいと思います。

それから、その2で家庭的保育事業者は職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならないとなっております。この前項の研修及び訓練を定期的についていうところの部分について、どのように実施をするということを考えてみえるのか教えてください。取りあえずそこまでお願いします。

答 (こども育成) まず一点目の安全計画について、このような法律ができた中で、どのように事業所が策定してということでございます。

安全計画の内容としましては、重大事故の防止マニュアルや災害時のマニュアル、110番の対応時マニュアルや緊急対応時マニュアルや不審者対応時マニュアル等が整備をするものということで、ひな形のほう、国のほうから示されておりまして、いわゆる安全計画ってどういうものをお考えになるかですけれども、既に策定されている計画を一元化しまして、それを保護者の方にお示しする、職員に示すことで、より安全・安心な施設運営を行うための取組というふうにお考えいただければと思い

ます。

既に対応している、例えばコロナの対応とか休園の判断とか、そういうものについてもそういうところに集約していくのかなというふうに考えております。

また、訓練も定期的にどういうふうに行うのかっていうところがございます。常に、園においては、いわゆる避難訓練とか防災訓練等も行ってございまして、それをいわゆる安全計画の中に盛り込んで、明記していくというふうに考えていただければと思います。

ですので、新たにどうこうつくっていくっていうものより、既存のものを整理して明らかにしていく。そういう作業になるっていうふうにお考えいただければと思います。

問（16） さっきのところ、前項の研修というところなんですけど、なかなか研修っていうのが家庭的保育、小さい事業所になるかと思うんですけど、なかなか研修というところが難しいのかなと思うんですけど、その辺りをどうふうにされていくのかなっていうところと。

あとは、定期的の実施っていうところで、私が保育士だったときは、必ず1か月に一回は避難訓練をやりましてかそういう計画をしっかりと年度始めにつくって、そのとおりに絶対もう最低でもやるという形で行ってきたことがあるんですけど、その辺りを行って、実施した報告書とかも出てくるかと思うんですけど、その辺りは特に定期的の実施っていうところについては、市からこれについては何回ぐらいやってくださいとか、月2回はやってくださいとかそういうものがあるのかなのか、それについてもお聞かせいただきたいのと。

あと、4の家庭的保育事業者等は定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとなっているんですけど、これはどのように、事業者からの申出なのか、市が主導としてなるのか、その辺りちょっと確認したいのと。

あと最後、7条の3と2に関しては、多分、これ通園バスの置き去り事故によって、こうした条例改正とか条例できちんと定めたほうがいいということで、今回、条例に載ってきているものかと思うんですけど、

高浜市において、こういった自動車とかの、保育に関わることで、日常的に運行されているような家庭的保育事業者っていうのがあるのかなのか、その点について教えてください。

答（こども育成） まず、研修ですね。家庭的保育とか小規模保育等含まれる小規模の保育事業の研修をどのように担保しているかでございます。

市のほうで、いわゆる子育て支援の養成講座っていうものを行っております。それは、新規にその事業を担う方に対しての養成講座っていう側面とバックアップ研修という形で、いわゆる保育士等に新たに認識していただく、また再認識していただくための研修というものを行っております。そちらにも家庭的保育等の保育士さん等も参加していただいております。

定期的な研修として実施しているものでございまして、それによって研修の担保ができるのかなと。

また、研修の回数の指定等については、特に明記等はしてはございませんが、ある程度の研修が担保できるような形で研修内容を確認しながら足りてない部分等があれば、こちらのほうから指導させていただくようなことも想定されます。

また、安全計画、市の確認についてでございます。

今、策定している中で、やっぱり安全確認、各園独自で作成していく中でどうしても目ぞろいとか足りない部分等あると思います。

安全計画のひな形は、案についてはこちらのほうでも確認させていただいた中で、内容等が網羅できてるかどうかというものは確認しています。

また、バスでございます。日常的にバスを使っている家庭的保育等があるかということでございますが、市内ではございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切り

ます。

(10) 議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(16) 先ほど、14号のほうで家庭的保育の運営に関する基準を定める一部改正について御説明いただいたんですけど、今回、同じように放課後児童健全育成事業。これも先ほどずっとこども育成グループのリーダーがお答えいただいているんですけど、同じような扱いということではなかったのかっていうところの確認と、もし違うところがありましたら、教えてください。

答(こども育成) 基本的に考え方としては、同様でございます。

ただ、いわゆる今回の改正の包括ですね、いわゆる幼児の事故等を踏まえての対応ということで、法律等も対応してる中で、小学生の放課後健全育成事業、いわゆる児童クラブに対しての対応というものについては、やっぱり、若干、対応が出遅れているということは否めません。

それを踏まえて国のほうも猶予期間として、そういう整備を1年というものを与えております。

研修等につきましても、実施、市のプログラムの予算の中でも研修等は予定はしてございますが、若干、保育士との研修等も異なる部分もございます。やはりこの部分については、やっぱり1年かけて、各実施している児童クラブ等を連携しながら、つくり上げていくものというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

(11) 請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願  
委員長 意見を求めます。

意(4) たしかに、ほかの自治体で無料化を実施してるところもあるんですけども、一方で給食をやらないという自治体もございます。

無料化っていうのは、聞こえはいいですけども、財源を伴うものなんで、この予算、もう終わっちゃったところで求めるっていうのは、何かタイミング的にいかなものかなと思うのと。

あとは、一番、私、懸念するのが無料化にして持続不可能になった場合に、給食もうできませんよ、高浜市っていう結論も将来あり得るわけです。そうした場合に、たしか270円でしたかね、今。今度、人件費が上がって物価も上がってるんで、一食300円の負担が保護者にかかるわけですけども、じゃあ、お弁当つくるのに300円でやれるかっていうと、非常に難しいんじゃないかなと私、考えてるんですよ。

だから、結論から言うと、もうちょっと議論を財政のほうから考えて、持続可能かどうかっていうところをまず議論してから考えるべき問題かなと思うので、今のところは反対とさせていただきます。

意(14) 今と同じようなことなんですけれども、給食の安定した実施には、現時点で無料化には反対です。よって、本請願には反対をします。  
以上です。

意(16) これ、私、計算したんですけど、小学校の場合、年間一食270円で年間180回、それから子供の数が2,959人。中学校が315円で180回、1,610人ということで。

これ計算すると、これびっくりしたんですけど、ちょうど豊田会に出してる補助金とほぼ同額になるっていうことで、私はこの間もいろいろ税金の無駄遣いについて発言しておりますが、これやろうと思えば可能なんだなっていうところがよく分かりました。

あと特に、これ本当びっくりした話なんですけど、愛知県で当局が調べた範囲だと、現在も近隣市の中で、給食費、一番高いんですね、小学校も中学校も。高いのに来年度上げるっていうことで、あまりにもちょっと私はびっくりしてるんですけど、その原因だっというの、やっぱ

り他市は公会計でやってるものですから、税金のほうが入力できるって  
いうことで、特に上げなくていけるのかなっていうところなんですけど。

これ実は先日、愛知県の中でも調べたんですけど、名古屋市はスクー  
ルランチ方式とかちょっと給食の方式が違うので名古屋市を除いても、  
愛知県でトップクラスの給食費っていうことで、そんなに払わないと高  
浜市は駄目だったんだなっていうことが、今回、このことをきっかけに  
分かりました。

なので、すごく保護者負担が高浜市は大きいということがよく分かり  
ましたので、今、逆に物価が非常に上がっていて、日々の生活が本当に  
苦しい、大変っていう声は聞こえてきます。そういう中で、やはり義務  
教育の中でいろいろ補助教材とかでもお金もかかりますし、そして給食  
費もかかるということで、家計の中での保護者負担の割合も上がってき  
ておりますので、先日の国の委員会でも、文部科学大臣のほうも給食費  
のほうは地方創生交付金のほうで、各自治体で補助しているっていうよ  
うな発言があったんですけど、高浜市の場合は、民間園ではあったん  
ですけど、結局、公立園とかそれから小中学校ではなかったっていうとこ  
ろから、ちょっと子供たちに冷たいんじゃないのかなっていうふうに私  
は感じましたので、ぜひ、これ無料化に向けて、教育委員会のほうとし  
ても勉強していただいて、市の財政のほうとしても勉強していただいて、  
実現に向けていただきたいって思っております。

意（10） 今回のこの請願に対してですけども、ここに書いてある内容  
をちょっとずっと見させていただいてもあれなんですけど、子供を産み  
育てる環境を見る上で、給食費の無償化に特化していくことはどうかと  
思うし、今後のことを思えば子育て全体を考える支援策が必要ではない  
かと思っておりますので、今回の請願に対しては、反対とさせていただきます。

意（8） 私は、やっぱりこれから子育てというのは大事な話だと思  
いますし、それから物価高騰で厳しい中でぜひ、こういった小中学校の給  
食費の無料化というのは、進めていただきたいと思っておりますので、賛成を  
させていただきます。

意（9） 私はこの請願に対して反対なんですけども、基本的に無償化、

何でも無償化、非常に聞こえがいい形です、市民からしても何でもただのほうがいいという話になります。

ただ、しっかりまず高浜の財政も見なければならぬと思います。それは議員の役割でもありますし、先日の総務建設委員会の中でも医療費の話が出ましたけども、そのとき、とある委員さんが財政調整基金、こちら取り崩せばいいじゃないかって話がありましたけども、何度も議会のほうでも当局のほうから、これから公共施設の長寿命化のこともありまして、非常に財政調整基金も厳しくなっていくということもあります。

そこに、また、この給食費っていうのは、例えば財政調整基金から出せばいいじゃないかと言いますと、単純に計算しましても、市の負担する経費として、小学校で1億800万円強、中学校でも4,800万円近くという形になりまして、合計しましても1億5,700万円近くの市の負担というふうになります。

その負担はどこから出てくるのかって言えば、税金を納めてくださってる市民の皆さんからという形になりますので、非常にこの厳しい中、そしてまた、いろんな市の例を挙げていただいている方もいますけども、市によっても地域によっても、何を優先順位にするかっていうのは全然変わってきますので、高浜市は高浜市として無償化できる時が来るのであれば、またそのときやっていく必要もあると思いますし、それはあくまでも首長、行政の判断になると思います。

それから、無償化に反対する理由のもう一つとしまして、給食費を支払うということで、やはりしっかりと親御さんにも当事者意識が出てくるということが考えられますので、無償化してって逆に無関心になってしまう。例えば、ほかのことでもそうですけども、無料化したがゆえに市民の関心が薄れてしまうということもありますので、何でも当たり前ではなくて、やはりある程度、自分たちでも負担をするということを念頭に置かなければならないのかなというふうに思います。

先ほど、令和5年4月から給食費が上がるというお話ですけども、あくまでも金額についても、一食、小学校で300円、中学校で350円ということですので、僕は中学校は名古屋だったので、毎日、親がお弁当をつ



くってくれてましたけども、300円とか中学校で350円で温かい給食が食べれるのであれば、普通にお弁当よりもありがたいのかなというふうに思いますので、金額どうこうと言っても、ものすごい高いわけでもありませんし、市も補助を出しているというのもありますので、何でもかんでも、どの家庭の状況においても、収入も皆さん違いますので、本当に必要なところに、必要に税金を使うということを、まず第一に考えるべきだと思えば、全部無償化というのはちょっと違うのかなと思いますので、僕は反対というふうにさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（16） 先ほど、財政調整基金の話とか出たんですけど、私は今回、美術館・図書館、これの移転に当たって、今でもう5,000万円も税金を使ってるわけですし、それから今後も使われるのが予測されます。

それから、今後、管理運営費のほうも2,300万円ぐらい毎年上がるってということで、私は今回のこれを機に、やはり、どこにお金を使うのか。

今、柳沢議員から必要なところに必要なお金を使うっていう話があったんですけど、そこのところは私もそうだと思います。でも、文部科学大臣も給食費とかについても、やはり今後の子育て支援として考えていく必要があるというような御答弁もございましたので、やはり市としても無償化、それから今回のこの値上げっていうのはちょっと信じられないんですけど、その辺りについては、今一度御検討をしていただきたい、本当にそういう思いです。

先ほど、300円とか350円で食べれるっていう話なんですけど、他市に比べれば本当に大きくなって、一食20円や30円の違いかもしれないんですけど、これが積もり積もっていけば、例えば、今回の値上げによって9年間で5万1,300円、私の計算だと上がるんですよ。5万1,300円出せと言われると、なかなかちょっと私すぐ出せるような金額ではないんですけど、9年間で5万1,300円も上がるっていうことは、本当に御家庭、特に低所得者世帯にとっては、大きい負担になると思いますので、ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

意（2） 今回、この請願ですけれども、給食費の材料費にやっぱり一

食270円とか315円なんです。高浜市、給食費のためにお金を全然払ってないわけではなくて、市が負担する経費もきちんとそれは払っています。

保護者の皆さん、それ有償か無償かって言ったら、無償のほうがいいに決まってるし、9年間で5万円って言ったら、かなり大きなお金かもしれないけれども、やはり高浜市は子供に決して冷たくありません。給食って自校式でそれをちゃんと守っているし、本当においしい給食が出ています。もうそれで子供たちが学校の給食を楽しみに行く。そのくらい、給食のことを大事にしている高浜市ですから、多少、県内トップクラスの給食費だったかもしれないけれども、ここは保護者の皆さんに御負担いただきまして、この給食費の無償化は反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第2号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

これより、採決をいたします。

《採決》

(1) 議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (8) 議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (9) 議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (11) 請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょ

うか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時40分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長